

建設委員会次第

平成29年8月17日(木)
午前 10時00分～
於：第1委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 委員及び理事者等の紹介

4 申し合わせ事項について

5 事務分掌等について

6 案 件

平成29年度主要施策の概要について

7 閉 会

こにし ✓小西 下水道課長	あおやま ✓青山 用地対策課長	じょうがき ✓城垣 建設業・ 契約管理課長	ますもと ✓榎本 営繕プロジェクト 推進室長	みずぐち ✓水口 営繕課長	つかだ ✓塚田 住まいまちづくり 課長	しも茂 ✓志茂 平城宮跡事業 推進室長	まつもと ✓松本 建築課長	おおすが ✓大須賀 都市計画室長
いりぐち ✓入口 河川課長	まつだ ✓松田 道路建設課長	おおば ✓大庭 道路環境課長	つぶる ✓津風呂 道路管理課長	ひらつか ✓平塚 技術管理課長	ほんむら ✓本村 地域デザイン 推進課長	うえひら ✓上平 奈良公園室長	おかもと ✓岡本 大宮通り新ホテル ・交流拠点事業 室長	とりい ✓鳥居 公園緑地課長
ひらおか ✓平岡 河川政策官	うめはら ✓梅原 道路政策官	かとう ✓加藤 県土マネジメント 部次長 (砂防・災害対策課長)	おりはら ✓折原 県土マネジメント 部次長 (地域交通課長)	もりもと ✓森本 県土マネジメント 部次長 (技術担当)	うめの ✓梅野 県土マネジメント 部次長 (企画管理室長)	おおにし ✓大西 まちづくり推進 局次長 (にぎわい交流担当)	こおり ✓郡 水道局 総務課長	あさだ ✓浅田 水道局 業務課長
やました ✓山下 奈良生駒 高速鉄道(株) 常務取締役	ふるいち ✓古市 土地開発公社 道路公社 常務理事	あらし 荒 県土マネジメント 部理事	やまだ ○山田 県土マネジメント 部長	こんごう ○金剛 まちづくり推進 局長	なかにし ✓中西 まちづくり推進 局理事 観光局理事	ますだ ✓増田 まちづくり推進 局次長 (技術担当)	かわい ✓河合 知事公室審議官 医療政策部次長 まちづくり推進 局次長	にしかわ ✓西川 水道局長

建設委員会理事者座席表

(第1委員会室)

委 員		議 長	委 員 長	副 委 員 長	事 務 局 長	委 員
--------	--	--------	-------------	------------------	------------------	--------

(平成29年8月17日)

委員会等に関する申し合せ事項

(平成二十九年七月十三日県議会正副委員長会議最終改正)

一 委員会に関する申し合せ事項

- (1) 各委員会は、事情止むを得ない場合を除き、委員会室を使用することとし、開会時刻を励行すること。
 - (2) 各委員会は、原則として月一回開催すること。
 - (3) 常任委員会と、特別委員会の所管事項の取り扱いについては、常任委員会は、委員会条例に規定する各事項を総括的に所管するものであるが、特別委員会の所管事項(請願及び陳情を除く。)に関しては、常任委員会では、報告又は資料配布のみにとどめ、調査並びに審査は行わないものとする。
 - (4) 委員会に付託された議案の審査は付託議案の範囲内において行うことを原則とし、審査結果の報告は、付託議案についてのみ行い、採決にあたって委員から開陳のあった議案(請願を含む)に対する反対意見の要旨は本会議で反対討論を行わない場合のみ記載するものとする。
 - (5) 県外調査は、年一回を原則とする。
 - (6) 県内調査は、予算の範囲内で実施する。ただし、(5)(6)の申し合せをこえて実施しようとするときは、事前に議長と協議し、その承認を得ること。
 - (7) 委員が、自己の所属する委員会の用務で出張しようとするときは、委員長に申し出ることとし、委員長は議長の承認を得た後、当該委員に通知すること。
 - (8) 委員会又は、委員が出張したときは、帰庁後すみやかに復命書を、議長あてに提出すること。
 - (9) 県政記者クラブ加盟の各社の取材及び写真・テレビ撮影は記者席で行うものとする。なお、記者席以外の場所からの写真・テレビ撮影については、事前に委員長の承認を得ること。
 - (10) 県政記者クラブ非加盟の報道関係者が行う取材・写真及びテレビ撮影については、一般傍聴者として取り扱うものとする。
 - (11) 前記(9)及び(10)に関して特別の事情が生じた場合は、委員長が委員会に諮って決定する。
- ### 二 その他
- (1) 委員会において、政府並びに関係行政機関に要望することとなった事案については、議会運営委員会に申し出て、地方自治法第九十九条に基づく意見書又は要望決議の手続きをとること。
 - (2) この申し合せのうち必要なものについては、予算並びに決算審査特別委員会に準用する。

口頭申し合せ事項

一、委員が病氣その他やむを得ない事由により委員会に出席できないとき、又は定刻までに出席できないときは、事前に委員長（又は担当書記）にその旨を連絡すること。

二、委員会での発言は、身体上の理由により、特に委員長が許可した者を除き、すべて起立のうえ行うものとする。

三、委員会の品位を重んずるため、委員は上着ネクタイを着用し、議員記章をはい用すること。

ただし、まほろばエコスタイル期間中は、暑さをしのぎやすい軽装とし、信用と品格を損なわず、暑苦しさや不快感を感じさせない清潔感のあるものとする。なお、ノー上着の場合、議員記章をはい用しないことを可とすること。

なお、女性議員については、右に準ずること。

四、委員会は禁煙とすること。

建設委員会に出席を求める理事者一覧表

常 時 出 席	初度に出席、その後は要請時出席
<p> 県土マネジメント部長、 県土マネジメント部理事、 県土マネジメント部次長（企画管理室長事務取扱）、 県土マネジメント部次長（技術担当）、 県土マネジメント部次長（交通政策担当、地域交通課長事務取扱）、 県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱） 県土マネジメント部道路政策官、 県土マネジメント部河川政策官、 建設業・契約管理課長、用地対策課長、技術管理課長、 道路建設課長、道路環境課長、道路管理課長、河川課長、下水道課長 まちづくり推進局長、 まちづくり推進局理事（奈良公園・観光振興プロジェクト担当）兼観光局理事、 まちづくり推進局次長（技術担当）、 まちづくり推進局次長（にぎわい交流担当）、 知事公室審議官（医大・周辺まちづくりプロジェクト担当）兼 医療政策部次長兼まちづくり推進局次長、 地域デザイン推進課長、都市計画室長、大宮通り新ホテル・交流拠点 事業室長、公園緑地課長、奈良公園室長、平城宮跡事業推進室長、住 まいまちづくり課長、建築課長、営繕課長、営繕プロジェクト推進室 長 水道局長、 総務課長、業務課長 </p>	<p> 土地開発公社常務理事 道路公社常務理事 奈良生駒高速鉄道（株）常務取締役 </p>

建設委員会 県内調査日程

1. 調査日 平成29年8月17日(木)

2. 調査先
- ①平城宮跡歴史公園(奈良市)
【交通ターミナル・観光交流拠点施設等の建築工事現場】
 - ②浄化センター(大和郡山市)
 - ③大和中央道路(磯城郡川西町)
【大和中央道路事業箇所・車窓より】
 - ④広瀬川(北葛城郡広陵町)
【樋門設置箇所・車窓より】
 - ⑤国道169号(高取バイパス)(高取町)
【高取バイパスの建設施工現場】

3. 行程

☆ 出発日時：8月17日(木) 午後1時20分
 ☆ 出発場所：県議会棟玄関前

調査場所等	時刻		備考
	着	発	
県議会棟玄関前 ↓		13:20	(借上バス)
平城宮跡歴史公園 ↓	13:40	14:10	
浄化センター ↓	14:50	15:50	
大和中央道路 ↓	15:55	16:00	
広瀬川 ↓	16:05	16:10	
国道169号 ↓	17:00	17:10	
橿原ロイヤルホテル 和食レストランまほろば (松柏亭)	17:30		

※ 時間につきましては、交通事情等により多少の変更があります。
 事務局携帯電話 090-4300-7987